太子町への要請内容と回答

1.雇用・労働施策

(1)(雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本町では、毎年近隣6市町村・大阪府・河内長野公共職業安定所等との共催で「求人・求職情報フェア」を実施し、就職困難者等の雇用の促進を図っています。

また、緊急雇用創出基金事業を活用した雇用の創出に努めるとともに、大阪府において実施される「介護雇用プログラム」の活用に向け、周知に努めてまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの 人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連 させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居を なくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本町では、就労支援センターにおいて地域就労支援コーディネーターによる就労相談を実施しており、福祉等関係部局との連携のもと相談者に応じた就労支援を行っています。今後も、ハローワークや大阪府等の関係機関と連携して雇用・就労支援に取り組んでまいります。

(3)(各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

最低賃金の改正等につきましては、広報紙に掲載し、住民への周知を図っています。

今後も、大阪府・商工会等と連携し、各種労働法制の履行について企業・経営者への周知・指導に努めてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度につきましては、大阪府をはじめ府内の自治体でも導入されており、障がい 者等の雇用・就労機会の創出などに成果を上げていることは十分認識しています。

制度の導入につきましては、先進自治体の導入手法等の調査・研究、対象となる事業や制度の構築に向けた検討を進めているところです。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

現在、「太子町男女共同参画推進計画」を平成22年3月に策定できるよう作業を行っているところです。また、「次世代育成支援行動計画」についても、今年度中の策定をめざし作業を行っているところです。

また、仕事と生活の調和の実現のために、職場での固定的な役割分担意識の解消や行動指針の数値目標の実現のため、ワーク・ライフ・バランス研修の実施や目標設定等の計画の研究を行います。

2 . 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくり B 2 B センターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

今後とも、必要な施策について調査研究してまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金 や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

税制優遇措置等を盛り込んだ「企業誘致促進条例」を制定するなど、企業誘致活動に積極的に取り組んでいるところです。今後とも、新たな雇用創出につながる施策の拡充に取り組んでまいります。

(3)(官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

国における経済対策施策の活用や、マスコットキャラクターの商標化によるまちおこしなど、 地域活性化に取り組んでいるところですが、今後とも、地域ニーズを見極めながら施策を実施し てまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

今後とも、必要な周知・運用について調査研究してまいります。

3.行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

地方分権時代にふさわしい、地域に密着したきめ細かな行政サービスを行うとともに、「選択と集中」の考えのもと重点施策(安全安心のまちづくり等)を推進するため、「太子町行財政改革実施計画書(案)」では、重点改革項目、効果額(数値目標)や2016(平成28)年度までの健全化目標値を設定し、さらなる行財政改革に継続して取り組んでいます。

また、行財政改革を進めるにあたっては、取り組み項目や数値目標、進捗状況などを広報や町

ホームページ等を通じて積極的に開示してまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行政運営においてはできるだけ広範な意見を得ることができるように、各種委員会への公募制の導入や、マニフェストに位置付けた「町長直通便」制度により意見・提言等を町政運営に反映しているところです。今後とも、広範な府民やNPO等との連携を図ってまいります。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、 画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、事務移譲については、近隣市町村と連携して地域特性を踏まえたものとなるよう協議等を行っているところです。今後も、真の地方分権・地域主権となるよう要請してまいります。

(4)(地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

大阪府ならびに町村長会などと連携して進めてまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識の

もと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者に よる外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価システムの導入については、現在検討に向けて準備中ですが、分かりやすいものとなるよう検討してまいります。

4.福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

南河内二次医療圏域の各市町村と連携し、救急傷病者の医療確保に向け、救急医療体制の整備を図っています。また、障がいのある方で地域の歯科診療所において診療が困難な方を対象に、 圏域歯科医師会の出務協力のもと広域で障がい児(者)歯科診療を実施しています。

今後も、圏域の各市町村をはじめ関係機関との連携により、地域医療体制の充実に努めます。

(2)(福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

地域包括支援センターが主体となって地域ケア担当者会議と研修会を定期的に開催し、介護従 事者の質の向上や人材育成を支援しています。

また、平成21年度から介護報酬改定によって介護職員の処遇改善が図られたところですが、さらに介護職員の賃金水準の底上げを図り他の業種との賃金格差を縮めるために創設された介護職員処遇改善交付金の活用を促進し、福祉人材確保の啓発・助言に努めてまいります。

(3)(利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含め

たサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とする など、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障がい者(児)の自立と社会参加を促進するため、近隣市町村(南河内南圏域市町村)と連携を図りながら、移動支援などの地域生活支援事業の円滑なサービス利用ができるよう登録事業所を増やしたり、無料または利用者負担上限額を設定し利用負担の軽減に努めています。また、介護給付につきましては、引き続き町村長会などを通じ国または大阪府へ要望してまいります。

(4)(企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

健康増進計画である「健康太子21」で「休養・こころの健康」を重要課題の一つに位置付け、 住民に対して、自殺予防の啓発事業や毎週実施している定例健康相談のなかでこころの健康に対 する正しい知識の普及や専門機関の情報提供等を行っているところです。

今後、企業に対する対策につきましても府内市町村の先進事例等を参考に検討してまいります。

5.子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育でできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育で支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育で支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育で支援の充実を図ること。

(回答)

「太子町子ども育成計画」"子育てプラン"にある「基本理念」「基本目標」をもとに、太子町に住むすべての子どもたちが健やかに心豊かに育つための支援を進めることとしています。そのために、大阪府とも連携を図りながら、地域に合った子育て支援施策に今後も引き続き取り組んでまいります。

医療面では、少子化対策の一環である、安心して出産できる環境を整備するという観点から、 出産育児一時金を4万円引き上げ42万円とした国の施策を実施しています。また子育て支援とし て、乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭医療費助成制度を実施しています。特に本町での乳幼児等医療費助成制度については、大阪府制度における対象年齢を拡大するとともに、所得による制限を設けておりません。さらに、平成21年度から新たに小学6年生までの入院についても助成制度の対象とする等、随時制度の拡充に努めています。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成に努め、学校における子どもの見守り活動の推進を図るとともに、本年度には小中学校正門のオートロック化ならびに防犯カメラの設置など安全対策としての施設整備を行っているところです。

今後も引き続き、学校における子どもの安心・安全の向上のため、地域に根ざした見守り活動 の推進を図ってまいります。

(3)(35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校 1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

現在、小学校1・2年生で実施されている35人学級編制につきましては、大阪府と連携し、継続に努めてまいります。

また、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育につきましては、学校教育活動として位置付けるとともに、地域ならびに地元事業所等の協力による農業体験学習・職場体験学習及び職業体験学習を実施しているところであり、引き続き取り組みの推進を図ってまいります。

(4)(公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度 や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする 奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度につきましては引き続きその水準の維持を図るとともに、学校教育法規定の適切

な実施に努めてまいります。

また奨学金制度等につきましては、引き続き制度の周知ならびに効率的な活用の支援に努めるとともに、子どもたちが家庭の事情や経済的理由等により進学をあきらめることなくそれぞれの夢や希望を実現することができるよう、今後とも関係機関と連携し取り組んでまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成17年の児童福祉法の改正により市町村が児童虐待の相談窓口になることが規定されて以降、「要保護児童対策地域協議会」を設立しています。この協議会では、保護を要する児童の対応・処遇について関係機関とのネットワークをもとに早期発見・早期対応に努めています。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

現在、平成22年3月の完成をめざし「太子町男女共同参画推進計画」の策定作業を行っている ところです。また、本計画書中に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づ く計画についても盛り込む予定です。

また平成22年度以降につきましては、本計画に基づき、啓発や窓口体制の充実に努めてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

平成22年3月の「太子町男女共同参画推進計画」の策定をめざし、現在作業を進めています。

6.環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】(泉南市、能勢町、太子町、岬町、千早赤阪村)

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、早急に計画を策定し実行していくこと。また国の動向も注視し、府 民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

温室効果ガスは大幅な削減目標が示されており、国の動向を見ながら計画に取り組んでいきたいと考えています。また、公共施設の省エネに取り組むとともに、住民へも啓発していきます。 産業・運輸・民生部門への取り組みは、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

(2) (3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

ごみシールの配布時(年間分や転入時)に渡すごみ収集日日程表に、「3R」の取り組みについて記載するとともに、広報紙や戸別無線を通じ啓発しております。また、ごみ減量化対策本部を設置しごみの排出抑制に努め、分別収集計画に基づき7種類の分別収集を行い、収集した資源ごみをリサイクルしています。

今後も、快適な生活環境のため循環型社会の形成に努めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時の食糧等については、「地域防災計画」に基づき計画的に備蓄を行っています。また、平成21年11月には自主防災組織を対象とした防災訓練を実施したところです。避難所や土砂災害危険箇所等を明示した「太子町防災ガイドマップ(ハザードマップ)」を平成20年3月に作成し、全戸配布により周知に努めています。

災害対策としては、地元要望の強い急傾斜地崩壊危険箇所の整備事業の早期着手を大阪府に働きかけています。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観

点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

本町公立学校の耐震化率は耐震補強・建て替え等により80%ですが、今後も引き続き、一時避難所となる公立学校の耐震化に努めてまいります。

耐震関連の補助制度につきましては、現在耐震診断補助制度を実施しており、広報紙にて補助 内容の説明及び町行事においてアドバイザーを派遣していただき啓発活動を実施するなどの P R事業を実施しております。なお、耐震改修補助事業につきましては、実施に向けて検討を行っ ています。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

防犯委員はもとより、職員ボランティアによる終業後の青色防犯パトロールを実施しています。 また、登下校時の子どもの見守り活動として「地域安全青色防犯パトロール隊」や「子どもの安 全見守り隊」「ワーキングパトロール隊」を結成するなど、子どもを地域で見守る活動を推進して います。

今後も引き続き、「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成 に努め、登下校時における子どもの見守り活動の推進を図ってまいります。

(5)(街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト 2 (踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のための P R 活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

道路交通網の改善に関しては、朝夕の渋滞緩和対策として主要地方道(府道)の交差点改良及

び外環状線までの延伸事業について、近隣市町と連携し、大阪府に事業推進を要望してまいります。

(6)(人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。 そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立す るためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動も より一層強化すること。

(回答)

「同和問題(部落解放)人権施策確立要求太子町実行委員会」において署名活動などをすでに実施してまいりましたが、今後も引き続き、早期制定に向けて市長会・町村長会・大阪府と連携して国へ要望してまいります。

(7)(平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

昭和56年度に「世界連邦平和都市宣言」、翌年3月には、「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」、昭和60年度に「非核平和都市宣言」を決議しており、庁舎への「非核平和都市宣言」の標柱の設置、図書の購入、町立中学校においては修学旅行の行程に「長崎平和公園」を組み入れるなど平和に対する学習を実施しており、今後も引き続き施策の充実を図ってまいります。